

【民事介入暴力対策全国拡大協議会東京から】

1 民事介入暴力対策全国拡大協議会東京について

平成29年11月24日、東京ビックサイトにおいて、全国の弁護士、警察、暴追センター関係者合わせて613名が参加した民事介入暴力対策全国拡大協議会東京（以下、「拡大協議会」といいます。）が開催されました。今回のテーマは、「民暴対策の展望～指針10年、これからの10年～」でした。



杉村 洋維 弁護士

2 暴力団排除の強化とその課題

拡大協議会のテーマとなっている「指針」とは平成19年に犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせとして策定・公表された「企業が、反社会的勢力による被害を防止するための指針」以下、「政府指針」といいます。）を指しています。政府指針は、企業と反社会的勢力とのかかわりを遮断するための取組をより一層推進させ、反社会的勢力による被害の防止を目的としています。政府指針公表後、銀行、証券会社、保険会社等の広義の金融機関で各約款に暴力団排除条項が明記され、暴力団等の反社会的勢力や過去に反社会的勢力であった者が金融取引から排除されるなど、暴力団及び反社会的勢力排除の強化が図られてきました。

他方で、上記のような反社会的勢力排除に向けた積極的な取り組みをしている各金融機関は、独自のデータベースを保有し、口座開設等の取引を拒否すべきか否かを判断しています。そして、そのデータベースは常に最新のものとはいえ、適切な暴力団離脱者が金融取引から排除されてしまい、離脱者の社会復帰を阻害する要因の一つになっているという課題が浮き彫りになってきました。

3 銀行が警察庁のデータベースに照会を開始

銀行が、住宅ローンなど新規個人向け融資などを対象に、融資の申込者について暴力団組員かどうかを警察庁のデータベースに原則として全て照会し確認するシステムの運用が平成30年1月4日から開始しました（朝日新聞平成30年1月3日）。

同システムは、各銀行が預金保険機構（以下、「預保」といいます。）を介して警察庁のデータベースに専用回線で接続し、融資申込者の名前や生年月日をオンラインで照会すると、暴力団に所属する構成員（組員）や、所属はしていないが組織の活動に関わる準構成員などに該当するか否かの回答がなされ、該当する場合、預保は、関係都道府県警察に改めて照会して確認したうえで、銀行に回答する仕組みです。同システムの運用開始により、融資を受けようとする離脱者が警察庁のデータベースに該当しなければ、銀行から融資を受けられやすくなります。これは、今回の拡大協議会の

第3部（「属性により排除された主体の社会復帰を考える」）の報告やパネルディスカッションで取り上げられた今後の離脱者支援のあり方の一つの方法としても、重要な制度であると考えられます。

4 民暴委員会の弁護士について

民暴委員会の弁護士は、市民が安全して生活を送ることができる社会を目指しています。暴力団をはじめとする反社会的勢力に関してお困りのことがあったら民暴委員会にご相談ください。

寄稿者

さいたま市浦和区仲町 1-12-1 カタヤマビル 6 階

ながの法律事務所 ☎ 048-762-9250

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

杉村 洋維（すぎむら ひろゆき） 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.108」から編集したものです。